年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1	今回のあっ	++ 4	.生	押車
		ת נו (/== U	1464 77

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C工場における資格喪失日に係る記録を昭和50年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月31日から同年11月1日まで 私は、昭和38年3月23日にA社に入社し現在も継続して勤務しているが、 申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落している。申立期間について厚生 年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社から提出された勤務実績証明書から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(昭和50年11月1日に同社C工場から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和 50 年 10 月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記載から、14 万 2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和50年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岐阜厚生年金 事案 2354

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年8月30日から27年4月16日まで 昭和28年1月7日に脱退手当金を支給したと記録されているが、支払日 前後にそのような金額を受け取った記憶が無いため、脱退手当金支給記録を 訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金が支給されたことを示す記録があり、資格期間や平均標準報酬月額、支給年月日などの具体的な記載がある上、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を 受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 2355

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から12年3月21日まで 夫が代表取締役を務めていたA社において、事務や手伝いをしていたが、 厚生年金保険加入記録が見当たらない。同社は破産してしまったため資料は 何も無いが、申立期間について、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは、同社の経理業務を委託していた税理士から提出された平成9年分から11年分までの給与所得の源泉徴収票の写しにより確認できる。

しかしながら、当該源泉徴収票の写しにおいては、「社会保険料等の金額」 欄が空欄になっており、申立人の給与から厚生年金保険料は控除されていない。 また、A社は平成16年3月*日付けで破産し、事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

さらに、オンライン記録において、A社における厚生年金保険の被保険者として申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も見当たらない。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 2356

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正 を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年1月1日から同年10月30日まで 申立期間の標準報酬月額が9万8,000円となっているが、本来の金額は 59万円のはずである。給料を変更したことは無い。当時の書類は平成21年 4月14日の火災で全て焼失しているが、標準報酬月額を本来の金額に訂正 してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成11年10月30日)の後の同年11月4日付けで、遡って9万8,000円に減額処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、閉鎖登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は「申立期間当時の社会保険に関する事務は、先代の社長が依頼していたところに、引き続き依頼していた。」と述べているが、「誰に依頼していたか記憶が定かではない。」とも述べている上、上記減額処理と同日に処理された健康保険厚生年金保険適用事業所全喪届には、A社の記名押印が確認でき、さらに、当時の同社の従業員は「申立人は申立期間当時、経営全般について責任を負っていた。」と供述していることから、社会保険事務所(当時)が事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは、信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。